名護市斎場 基本計画(調査編)

令和 5 (2023) 年 3 月 名護市

目次

はじ	めに.		. 1
第 1	章 顼	見状整理	. 2
第 2	章 發	建設候補地の選定	.5
1))斎場	:に係る関連法規	. 5
2))関連	法規以外の条件1	۱ <u>2</u>
3))候補	 地の選定の手順及び選定条件の検討2	21
4)	建設	接補地の抽出2	25
5)	,現地	踏査3	30
6)	建設	候補地の選定3	32
第3	章 基	基本計画(調査編)3	6
1)	概略	图3	36
2))概算	江事費4	∤1
3)) 事業	マケジュール 4	11

はじめに

火葬場及び斎場は地域社会における必要不可欠の都市施設である。日本においては、高齢 化に伴い火葬場及び斎場の利用者増加が想定されるため、利用者にとって利便性の高い施設 であることが期待される。

名護市(以下「本市」という。)においても火葬行政サービスの向上を図ることを目指し、 長期的及び総合的な観点から課題や施設整備の方向性を整理した名護市斎場基本構想(以下 「基本構想」という。)を踏まえ、整備する新斎場について、具体的な施設整備の検討する ための調査結果をとりまとめた名護市斎場基本計画(以下「基本計画(調査編)」という。) を策定することを目的とする。

第1章 現状整理

名護市斎場基本構想 [令和4(2022)年3月策定]

「名護市斎場基本構想」は次のように記されている。

①敷地に具備すべき条件

「名護市斎場基本構想」では、新斎場の計画地選定の条件について次のように整理している。

法的規制に加え、斎場敷地の自然環境条件、社会的条件等の与条件の整理を行う。

- ①自然環境条件
- ・敷地の地形、地質(土壌)、地盤及び地勢等の土地条件
- ・風向きによる臭煙の影響や周辺敷地と景観上の調和等の周辺環境への配慮
- ・施設周辺における環境緑地の確保しやすさ
- ②社会的条件
- ・周辺市街地の土地利用との整合
- ・住宅地から一定の距離、直接施設が視認されない等の周辺住宅地からの見え方への配慮
- ・飲料水を汚染する恐れがない等の公衆衛生の見地から支障の確認
- ③その他の条件
- ・周辺の道路及び交通条件、幹線道路からのアクセス性等の道路交通環境の確認
- ・主搬出入道路及び取付け道路(幅員12m以上が望ましい)の整備状況の確認
- ・災害時に道路等に障害が生じた状況下における火葬の受入体制の確保
- ・市街地からの距離、幹線道路から新斎場までの搬入経路等の地域への影響の確認
- ・上下水道、排水及びガス等のインフラ整備状況の確認

②基本的な考え方

「名護市斎場基本構想」では、新斎場の将来像と整備方針を次のように記している。

将来像『 故人との別れの時間を安心して迎えられる葬送空間を備えた斎場 』

- 方針1 故人を偲ぶ斎場利用者が過ごしやすい、人にやさしい施設づくり
- 方針2 既存斎場利用状況を基に将来火葬需要や多様な葬儀形式に対応できる施設づくり
- 方針3 火葬効率が高く周辺環境への配慮ができる火葬炉設備を備えた施設づくり
- 方針4 長期的に安定した管理運営が行える施設づくり
- 方針5 災害時にも利用者が安心して利用できる施設づくり

③必要機能・規模

「名護市斎場基本構想」では、新斎場の必要機能・規模、機能配置及び利用者動線イメージについて次のように記している。

表 整備前後の面積比較

機能		既存施設	マニュアル (事例の按分算出)	県内 類似施設 [※]	想定 施設面積
	エントランス	約 33 ㎡	約 125 ㎡	約 106 ㎡	約 125 ㎡
					約 126 ㎡
	炉前ホール (告別室)	約 55 ㎡	42 ㎡×3基 約 126 ㎡	約 117 ㎡	約 105 ㎡. (2) ①
	収骨室	約 34 ㎡	約 63 ㎡	約 82 ㎡	約 82 ㎡
		ης σ τ 111		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	約 45 ㎡∴ (2) ①
	炉室	3 基 約 55 ㎡	約 90 ㎡	約 215 ㎡	約 215 ㎡
火 葬 部 門			(炉心間 3m、奥行 10m)		
部	炉機械室		約 138 ㎡	約 203 ㎡	約 203 ㎡
13	制御(監視)室		約 22 ㎡		
	残灰・飛灰室	約 33 ㎡	約 22 ㎡	約 21 ㎡	約 22 ㎡
	他機械室(発電機・電気室・空調)		約 118 ㎡	約 45 ㎡	約 118 ㎡
	事務室	無	約 57 ㎡	無	約 57 ㎡
	倉庫	無	約 82 ㎡	約 81 ㎡	約 82 ㎡
	共用部(通路、階段等)	無	約 118 ㎡	無	約 118 ㎡
	/+ A 🗖	- 1/2 A O 2	44 2 0 5 4/5 40 2	*/- 0.0 ²	約 90 ㎡
	待合室	室約42㎡	14 ㎡×3室約42 ㎡	約 90 ㎡	約66 ㎡∴ (2) ①
待	待合ホール	約 56 ㎡	約 214 ㎡	約 86 ㎡	約 214 ㎡
 	給湯室	(受付/休憩室等)	(トイレと併設)	約 5 ㎡	(6.0 ㎡/人×35 人以上)
門	トイレ	約 24 ㎡	約 40 ㎡	約 44 ㎡	約 44 ㎡
	倉庫	無	約5 m²	無	約 5 ㎡
	共用部(通路、階段等)	無	約 100 ㎡	約 109 ㎡	約 109 ㎡
<u> </u>	葬祭場ホール	約 120 ㎡	50席 約108㎡	約 120 ㎡	約 120 ㎡
式場部門	遺族控室	無	約 32 ㎡	無	約 32 ㎡
削	倉庫	無	約 30 ㎡	約 60 ㎡	約 60 ㎡
	共用部(通路、階段等)	無	約 80 ㎡	無	約 80 ㎡
管理部門	事務室(会議室、更衣室、給湯室等)	無	約 20 ㎡	約 58 ㎡	約 58 ㎡
	キッズコーナー	無	約 10 ㎡	無	約 10 ㎡
要給	授乳室	無	約 10 ㎡	無	約 10 ㎡
要検討機能	売店	無	約 10 ㎡	無	約 10 ㎡
版能	僧侶・業者控室	無	14 ㎡×2 室約 28 ㎡	無	約 28 ㎡
	更衣室	無	約 14 ㎡	無	約 14 ㎡
_	総延床面積	約 452 ㎡	約 1,700 ㎡	約 1,440 ㎡	約 2,032 ㎡

※ 「名護市基本構想」においてヒアリング対象とした沖縄本土の市町村、北部圏域の離島、 石垣島、宮古島に所在する 18 団体のうち、名護市(人口 63,000 人)と比較的人口規模 の近い(35,000~95,000 人) 3 斎場(よみたん斎苑、宮古島市斎苑、いしがき斎場)を 参照

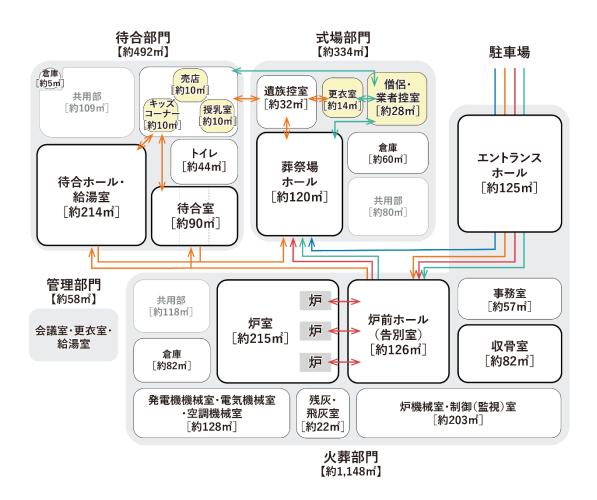


図 新斎場の機能配置及び利用者動線イメージ

第2章 建設候補地の選定

1) 斎場に係る関連法規

斎場建設、特に計画地選定に関する法規等について整理する。

① 斎場に係る法律

斎場建設、特に計画地選定に関する条件について斎場に係る法律を整理する。

ア) 「墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号) |

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、 又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

⇒火葬場の建設、施設の変更及び廃止においては都道府県知事の許可を受ける必要が ある。

イ)「建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)」

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 特殊建築物 学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

⇒火葬場は建築基準法において特殊建築物とされている。

第四十八条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二(い)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第二(ろ)項に掲げる建築物以外の 建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域にお ける良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認め て許可した場合においては、この限りでない。

(中略)

12 工業地域内においては、別表第二(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合におい

ては、この限りでない。

- 13 工業専用地域内においては、別表第二(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 14 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内においては、別表第二(か)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可(次項において「特例許可」という。)をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 16 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合においては同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第二号に該当する場合においては同項の規定による同意の取得を要しない。
- 一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。)について特例許可をする場合
- 二 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可(第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。)をする場合
 - ⇒第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域は、 別表第 2 に、建築してよい建築物が記されているが、火葬場は含まれていない。た だし書きに「特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害 するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合において は、この限りでない。」と記されているため、当該用途地域の土地に火葬場を建設す る場合には、特定行政庁の許可が必要となる。

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定

めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

⇒火葬場等の用途に供する建築物は都市計画においてその敷地の位置が決定している ものでなければ、新築し、または増築してはならない。なお、ただし書きに記され ているように、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が 都市計画上支障ないと認めて許可した場合または政令で定める規模の範囲内におい て新築し、もしくは増築する場合においては、この限りではない。

ウ)「都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)|

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、 これらの施設を定めることができる。

(中略)

七 市場、と畜場又は火葬場

⇒都市計画区域については火葬場を都市計画に定めることができる。また、特に必要 があるときは都市計画区域外においても火葬場を定めることができる。

② 斎場に係る沖縄県条例

斎場建設、特に計画地選定に関する沖縄県の条例について整理する。

ア)「沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和 23 年 11 月 11 日規則第 85 号)|

第6条 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、知事は、土地の状況、特殊の構造等から附近に公衆衛生上支障がないと認め た場合には、この基準を緩和することができる。

(中略)

- (3) 火葬場
- ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。
- イ 火葬炉は、臭煙等の公害防止装置を設備すること。
- ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。
- エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不浸透性材料をもって造り、かつ、雨覆いを 設けること。

⇒火葬場については、周囲へ影響を与えないように、その構造設備について規定されている。また、ただし書きに、公衆衛生上支障がないと知事が認めた場合には、緩和できるとも記されている。

第7条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、知事が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

- ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第 10 条第 1 項の許可若 しくは同条第 2 項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであ って、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでな ければならないこと。
- イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。
- ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100 メートル以上離れている こ

と。

- エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。
- オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- カ 周辺の美観を損ねることがないこと。

(中略)

- (3) 火葬場については、第 1 号の規定を準用すること。この場合において、同号イ中「30 メートル」とあるのは「200 メートル」と、同号ウ中「100 メートル」とあるのは「200 メートル」と読み替えるものとする。
 - ⇒火葬場については、原則、人家等からの距離が確保された土地に建設すると記されている。また、ただし書きに、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと知事が認めるときはこの限りでないとも記されている。

イ) 「沖縄県建築基準法施行条例(昭和 47 年 5 月 27 日条例第 83 号) |

第5条 建築物を高さ2メートルを超える崖に接し、又は近接して建築しようとする場合は、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、その建築物との間に、その崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。

- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物を崖の上に建築しようとする場合においては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、建築物の用途、規模、構造、擁壁、崖等の状況により建築物の 安全上支障がない場合には、適用しない。

⇒高さ 2m 以上のがけに隣接する計画地の場合には、沖縄県条例に規定があるため、 注意が必要である。

第 24 条 延べ面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が 1,000 平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第 26 条で定める場合を除き、道路(法第 43 条第 1 項各号に掲げるものを除き、同条第 2 項第 1 号の規定による認定又は同項第 2 号の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 10 条の 3 第 4 項第 1 号に規定する空地、同項第 2 号に規定する公共の用に供する道又は同項第 3 号に規定する通路を含む。以下同じ。)に 6 メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

⇒延床面積 1,000 ㎡を超える建築物を建設する計画地には、接道に関する規定があるため、注意が必要である。

③ 斎場に係る名護市条例等

斎場建設、特に計画地選定に関する本市の条例について整理する。

ア)「名護市墓地等の経営許可等に関する規則」

第4条 墓地等の構造設備の基準は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、市長が土地の状況、特殊の構造等から付近に公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和し、又は適用しないことができる。

別表第1(火葬場に関する部分抜粋)

- ア 火葬場の敷地の境界に容易に内部を見通すことができないような障壁、密植した 垣根等を設けること。
- イ 火葬炉には、防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する装置を設けること。
- ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。
- エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不浸透性材料をもって造り、かつ、雨覆いを 設けること。
 - ⇒火葬場については、周囲へ影響を与えないように、その構造設備について規定されている。また、ただし書きに、公衆衛生上支障がないと市長が認めた場合には、緩和できるとも記されている。

第5条 墓地等の設置場所の基準は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市長が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生上及び公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和し、又は適用しないことができる。別表第2(火葬場に関する部分抜粋)

- ア 火葬場の敷地は、当該火葬場を経営する者が所有又は法第 10 条第 1 項の許可若 しくは同条第 2 項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであ り、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものである こと。
- イ 国道、県道その他の主要道路及び河川から100メートル以上離れていること。
- ウ 公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から 200 メートル以上離れている こと。
- エ 水源を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。
- オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- カ 周囲の美観を損ねることがないこと。
 - ⇒火葬場については、原則、人家等からの距離が確保された土地に建設すると記されている。また、ただし書きに、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと市長が認めるときはこの限りでないとも記されている。

イ) 「名護市景観まちづくり条例(平成 25 年 3 月 26 日条例第 10 号) |

第 17 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の規定により条例で定める行為は、別表第 1 に定める行為とする。

(別表第1)

	行為	種類及び規模
1 建築物	新築、増築、改築若し	高さが 10 メートル以上※1 又は建築面積※2
	くは移転、外観を変更	が 300 平方メートル以上のもの
2 工作物	することとなる修繕若	擁壁、垣(生垣を除く。)、柵、塀で高さが 3
	しくは模様替え又は色	メートル以上の場合
	彩の変更	(中略)
3 開発行為	開発行為	土地の開墾、その他の土地の形質の変更で、
及びその他の	土地の開墾、その他の	変更に係る土地の面積が 1,000 平方メートル
行為	土地の形質の変更	以上のもの
	木竹の伐採	木竹の伐採で、当該行為に係る面積が 1,000
	屋外における廃棄物、	平方メートル以上のもの
	再生資源等の堆積	屋外における廃棄物、再生資源その他の物件
		の堆積で、行為にかかる土地の面積が 1,000
		平方メートル以上のもの

ウ)「名護市景観ガイドライン」

①建築物

(高さ・規模・配慮)

- ・建築物の高さの最大限度を 30m 以下とする。(各地域の基準を優先する)
- ・建築物の規模配置については主要な眺望店からの眺望を阻害しないよう配慮する。
- ・建築物の規模配置については、地域を代表する歴史文化景観資源の雰囲気を阻害しないよう配慮する。
- ・建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制 限の緩和を受けることができる。

(色彩・デザイン)

- ・建築物の色彩(外壁の大部分を占める色)については、周囲の建物の色彩や周辺環境に配慮した色とする。
- ・建築物の意匠形態については、主要な眺望店からの眺望を祖が愛しないよう配慮する。
- ・建築物の意匠形態については、地域を代表する歴史文化景観資源の雰囲気を阻害しないよう配慮する。

(緑化等)

- ・敷地内及び垣柵塀等の緑化に努める。
- ・垣柵塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。や むを得ずブロックを用いる場合は、高さの抑制、スリットの設置、植物を飾る等、 圧迫感を感じさせない工夫を行う。

③開発行為等

(開発行為、土地の開墾等)

・緑地率は行為地面積の5%以上とする。

(木竹の伐採)

- ・樹林の景観を守るため、道路に面する部分は木竹を残す。
- ・周辺の景観との調和に配慮する。
- ⇒名護市景観まちづくり条例にもとづく名護市景観ガイドラインでは、景観に配慮した建築物の規制について記されている。なお、建築物だけでなく、開発行為の際の 緑地率などの規定についても記されている。

2) 関連法規以外の条件

① 斎場建設に関する基準

斎場建設、特に計画地選定に関する関連法規以外について整理する。

ア)「計画標準(案)建設省昭和35年|

都市計画決定を行う場合の条件として、「計画標準(案)建設省昭和 35 年」が示されている。

2.計画

2-1.位置

(1)総則

- ア.各施設とも都市計画区域に設けることを原則とするが、必要に応じて都市計画区域外に設けても差し支えない。この場合隣接区域への影響を考慮すること。
- イ.風致地区内、景勝地内又は第一種住居専用地域、第二種住居専用地域等優良な住居地域内に設けないこと。
- ウ.当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。この場合汚物処理場とごみ焼却場とは併置しまたは隣接させてもよいが、その他の施設相互の位置または隣接はさけること。
- エ.特に構造設備の完備したものについては、その程度に応じて、本標準中位置についての基準を緩和することができるものとする。

(中略)

(4)火葬場

- ア.恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。
- イ.山陰、谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。
- ウ.主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。
- エ.幹線街路または鉄道に接しないこと。
- オ.市街地及び将来市街化の予想させる区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。
- カ.附近300メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。
 - ⇒計画標準(案)では、原則、都市計画区域内に設けること、優良な住居地域内に設けないこと、周囲に影響を与えないこと、住宅群等からの距離を確保することなどの規定が記されている。

イ)「火葬場の施設基準に関する研究」

(厚生省生活衛生局企画課監修・)財日本環境衛生センター発行)

- 第2章 火葬場建設に関する基本的計画事項
- 2.4 適地選定と必要な調査
- (2)計画標準に見られる供給処理施設の位置の選定条件
- ①~⑦ -省略-
- ⑧市街化区域から遠隔でないこと。
- ⑨接道条件、交通条件が良いこと。
- ⑩住居地域との緩衝地帯となり得る庭園、駐車場、緑地帯などの余裕地を可能な限り 広く確保できること。
 - ⇒市街化区域から遠隔でないことなど、他の規定と異なり、利便性の確保に関する規 定が記されている。また、周囲に影響を与えないために緩衝地帯となりうる余裕地 を可能な限り広く確保することという計画地内部の配置計画についても記されてい る。

ウ)「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂新版-|

(特定非営利活動法人日本環境斎苑協会発行)

当該資料は、火葬場の建設に関する唯一の手引書として広く利用されている資料である。当該資料の斎場建設、特に計画地選定に関する条件について整理する。

p.8

火葬場は都市計画法第 11 条の「都市施設」の中で、水道、廃棄物焼却場などとともに「供給処理施設」として位置づけられ、また、建築基準法第 51 条で都市計画決定することとを原則としている。すなわち、供給処理施設は、都市に居住する人々にとって必要不可欠な公共性の高い施設であり、計画的に整備すべき施設であるとされている。それには都市計画決定という手続きによって施設の必要規模、位置、区域(火葬場は地積)を明確にしておく必要があるが、都市計画決定することにより次のような効果が得られる。

- (1)他の土地利用計画や都市施設との整合が図られた位置付けがなされ、都市全体の合理的、かつ、健全な土地利用が可能となる。(無理な施設計画とならない)
- (2)住民参加の計画が位置づけられる。
- (3)他の用途の土地利用が制限され、計画に即した専用的、かつ、恒久的な土地の利用を図ることができるほか、土地・建物の先買いが可能となり、一定の期間にわたり土地所有者は第三者へ土地・建物を譲渡することが禁止される。さらに、都市計画税の充当が可能となる。

⇒火葬場は都市計画決定が必要であると記されており、都市計画決定することによって様々なメリットがあることも示されている。

p.20

建設予定地の選定にあたっては、法的条件、自然環境条件、社会環境条件などの整理 を行い、適地としての評価・検討を行う必要がある。

⇒斎場の建設予定地の選定にあたっては、法的条件、自然環境条件、社会環境条件な ど、様々な視点からの検討が必要であると記されている。

p.48

火葬場敷地は、建築物、駐車場、構内道路、付帯施設、環境緑地の各施設を整備するのに十分な面積及び次期建て替え計画が可能な平坦部面積を確保することが必須条件である。さらに、各施設の配置計画の策定に当たっては次期改築計画を考慮すべきである。また、火葬場建設に当たっては近年の傾向や社会意識の変化を考慮すると、広場、公園、墓地等を一体的に整備する火葬場公園的な発想が必要と考えられる。

エ)「墓地計画標準(昭和34年5月)」(発計第二五号建設事務次官通達)

第二 計画

1 配置

墓地の配置は、次の事項を考慮して計画するものとする。

- (1)~(4) -省略-
- (5) 主要な道路、鉄道及び軌道に接しないこと。
- (6) 火葬場と併置しないこと。
- (7) 都市計画区域内に適地のない場合は区域外に選定すること。この場合、必要に応じて、関係市町村との共同施設とすることも考慮すること。

第三 設計

- 3 園路
- (1) 幹線となる主要園路の幅員は、六メートル以上とし、必要な箇所には自動車の回転し得る広場を設けること。
- (2) 支線園路は、幅員三メートル以上とすること。
- (3) 葬祭場その他の施設を墓地内に設けるときは、墓域を通過することなく入口から 直行できる園路を設けること。
- ⇒墓地が隣接する場合には、火葬場と併置しないこと、かつ、葬祭場その他の施設を墓 地内に設けるときは、墓域を通過しないような進入路を確保することが必要であると 記されている。

② 名護市の都市計画

斎場建設、特に計画地選定に関するについて本市の計画について整理する。

ア)「名護市公共施設等総合管理計画」

p.48~ (抜粋)

公共施設等における現状と課題、施設の改修・更新にかかる将来費用試算の結果を踏まえ、次のとおり基本方針を設定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

方針1老朽化対策と長寿命化の推進

方針2施設総量(総床面積)の縮減

方針3財源の確保と財政負担の平準化

方針4将来のまちづくりとの連携

⇒公共施設に関する基本方針として「施設総量(総床面積)の縮減」が記されている ため、斎場の更新の際には、必要な規模について十分な検討が必要である。

p.89

名護市斎場は、旧耐震基準(昭和 56 (1981) 年以前)により建設された施設であり、コンクリートの剥離等建物の老朽化が見られます。また、バリアフリー化がなされていません。

(中略)

名護市斎場は、旧耐震基準の建物であることから、今後の更新について検討します。

⇒現名護市斎場は、旧耐震基準の建物であること、バリアフリー化されていないこと、 コンクリートの剥離等の劣化がみられることなどの問題が挙げられており、今後の 更新について検討すると記されている。

イ)「第5次名護市総合計画」

名護市斎場に関して、「第 5 次名護市総合計画」に新たな斎場の整備が明記されている。

政策 5 暮らしやすいまちづくり

施策 5 環境にやさしい循環型社会の構築

斎場については、修繕等を施し市民の利用ニーズに応えられるよう維持管理に努める とともに、新たな斎場の整備に向けて取り組みます。

【主な取り組み】5 斎場の維持管理と整備

ウ)「名護市公共施設等総合管理個別計画 [令和3年3月]」

名護市斎場に関して、「名護市公共施設等総合管理個別計画」に、施設(斎場)の個別施設計画が記載されている。

第6章 建物ごとの個別施設計画

12 その他

施設名称	名護市	名護市斎場						昭和 55 (1980) 年 7 月
建物名称	斎場	斎場						竣工。火葬場及び斎場 として、市民が使用し
建築年月	昭和5	55年7	月(築	40年)				ている。
延床面積	451.6	9 m²						建物や機械設備が全体
所管課	環境対	環境対策課						的に老朽化している。 機械設備や耐火材等、
対応方針	建替え	建替え						継続的な修繕・補修が
劣化状況	屋根	外壁	内部	電気	機械	健全度		必要である。また、建 替えについて市民から の要望もある。
調査結果	С	С	С	С	С	40	対応予定 年度と 対策内容	R6~7 年 建替え

目視による評価(屋根・屋上、外壁)

良好

劣化

評価基準A概ね良好B部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)C広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)D早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり)
(躯体の耐久性に影響を与えている)
(設備が故障し施設運営に資料を与えている)等

経過年数による評価(内部仕上げ、電気設備、機械設備)

良好

劣化

評価	基準
Α	20 年未満
В	20~40年
С	40 年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

エ)「名護市第2次都市計画マスタープラン」

都市計画の方針を定める「名護市第 2 次都市計画マスタープラン」では、本市全体のまちづくりの目標や方針を定めるとともに、市を 7 つの地域に分け、地域ごとに地域の位置づけとその将来像、そして整備方針を定めている。なお、現斎場の立地する「市街地区域」では、次のように目標と整備方針が定められている。

■地域の位置づけ

名護市だけではなく北部圏域全体の活力をけん引していく役割

■地域の将来像

賑わいと多様性のあるまちなかの魅力と快適で利便性の高い暮らしが共存した持続 可能な北部圏域の中核都市の中心

■都市づくりの目標(基本方針)

基本方針1【都市構造】

【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり 基本方針2【産業・観光】

新しい時代の小さな世界都市を目指した魅力ある観光まちづくり

基本方針3【自然・環境】

やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり

基本方針 4【安全安心】

安全に安心して住み続けることができるまちづくり

基本方針5【地域コミュニティ】

地域コミュニティを継承するまちづくり

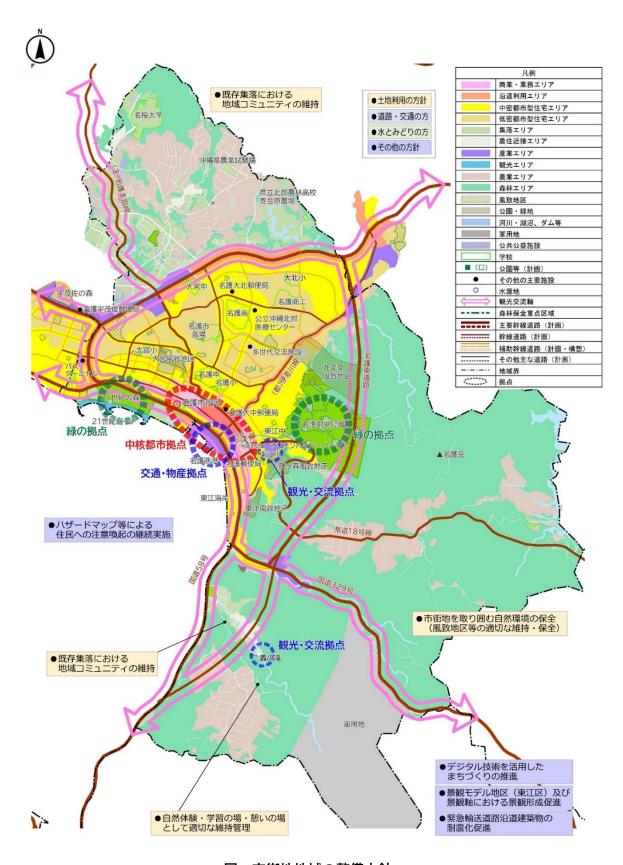


図 市街地地域の整備方針

オ)「沖縄県福祉のまちづくり条例[平成24年8月]」

- 第3章 生活関連施設の整備
- 第1節 生活関連施設の整備基準への適合等

(整備基準への適合)

第 15 条 生活関連施設*1を新築、新設、増築、改築、移転、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15 号に規定する大規模の模様替え又は用途の変更(施設の用途を変更して生活関連施設とするものに限る。)(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

- ※1 **生活関連施設**…社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設で規則※2で定めるものをいう。
- ※2 規則で定められる建築物 …社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、 教育文化施設、集会所等、公益事業の店舗、銀行等の店舗、物販 店、飲食店、サービス業の店舗、公共交通機関の施設、自動車車 庫、ホテル等、スポーツ施設、劇場等、展示場、公衆浴場、公衆 便所、前述施設の複合建築物、共同住宅等、事務所、工場

カ) 名護市ハザードマップ

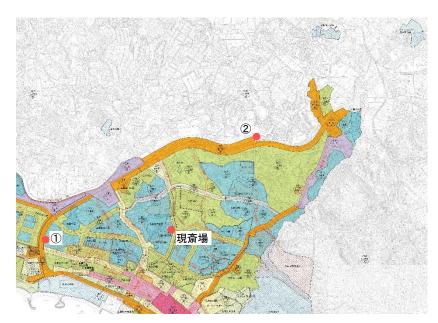
本市の土砂災害に関するハザードマップ、津波に関するハザードマップ、高潮に関するハザードマップ、ため池に関するハザードマップ、ダム下流に関するハザードマップ、ダム下流に関するハザードマップが公開されており、それぞれ「土砂災害(特別)警戒区域」、「津波災害警戒区域」、「高潮浸水想定区域」、「ため池氾濫時浸水想定区域」、「ダム下流河川浸水想定区域」などの災害による被害想定区域が記されている。前述の通り、斎場の計画地は災害による被害想定区域を避けることが望ましい。

③ その他

ア)関連施設の立地状況

市内の民間葬祭場の立地状況は以下の通り。

	名称	住所
1	フェニックスホール名護玉泉院	名護市宮里 4 丁目 15-49
2	サンレー北部紫雲閣	名護市名護 4558-16
3	合同会社とうま葬儀社	名護市済井出 319-1(地図範囲外)



「名護市斎場基本構想」に記されている通り、葬儀業者が自社所有ホールで告別式を 行う場合もあるため、利用者の利便性を考慮すると、これら関連施設との距離が大きく 離れていないことが、斎場計画地選定の条件となる。

イ) 斎場建設時の現斎場について

新斎場建設時に現斎場の稼働が可能かどうかについて、今後検討を進める上で検証していく。

3) 候補地の選定の手順及び選定条件の検討

① 候補地選定の手順の検討

前述の通り、斎場建設に際しては様々な法令、誘導基準等、様々な条件があり、斎場建設の計画地においては、当然、その条件を可能な限り満たしていることが望ましい。そのため候補地の選定手順としては、はじめに「候補地選定条件の抽出と評価基準の整理」として、前述の様々な法令、誘導基準等から導き出される様々な条件から、候補地選定に影響する条件を選定基準として抽出するとともに、各条件をどのような視点から判断するのかを整理する。次に、「建設候補地の抽出」として、斎場建設の可能性のある土地から、斎場建設の可能性の高い土地を建設候補地として 2~3 か所程度抽出する。最後に、「建設候補地の比較」として、斎場建設の可能性が高い建設候補地を抽出した候補地選定基準によって比較検討し、今後、建設候補地を決定していく。

② 候補地選定条件の抽出と評価基準の整理

ア)候補地の条件

(1) 敷地の広さと形状

基本構想で示された想定規模の新斎場が建設可能かどうかを検討する。また、「火葬場の施設基準に関する研究」に記されているように、周囲に影響を与えないため緩衝地帯となりうる余裕地を確保できるかについても検討する。なお、「名護市景観まちづくり条例」の開発行為に該当すると考えられる場合には、緑地率を 5%以上確保できるかについてもあわせて検討する。

(2) 接道状況

新斎場は延床面積 1,000 ㎡以上であるため「沖縄県建築基準法施行条例」に記されているように道路に 6m 以上接する必要がある。そのため候補地の接道状況について整理する。

(3) インフラの整備状況

「沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則」と「名護市墓地等の経営許可等に 関する規則」に記されているように、水源を汚染する恐れがないかどうかについて、 上下水道の整備状況より判断する。

(4) 現在の土地の状況

現在の土地の状況より、造成の必要があるかどうかについて検討する。なお、候補地及び隣接地との間に高低差がある場合には、「沖縄県建築基準法施行条例」に記されているように高さ 2m 以上のがけに隣接する場合には注意が必要である。

(5) 候補地の立地する地域

「名護市第2次都市計画マスタープラン」に記されている候補地が立地する地域 の将来像に適合しているかどうかを確認する。

イ) 候補地周辺の状況

(1) 周囲の学校、病院、住宅の状況

「沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則」、「名護市墓地等の経営許可等に関する規則」、「計画標準(案)」に記されているように周囲の学校、病院、住宅の立地 状況を確認する。

(2) 想定される主搬出入経路

「計画標準(案)」に記されているように候補地において想定される主搬出入経路 が繋華街または住宅街を通らないかについて確認する。

(3) 周囲からの目線

「沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則」、「名護市墓地等の経営許可等に関する規則」、「計画標準(案)」に記されているように、周囲からの視線を地形的に、もしくは障壁等で遮ることができるかどうかについて検討する。

(4) 市街地からの距離

「計画標準(案)」に記されているように、市街地及び将来市街化の予想させる区域からの距離を確認する。

ウ)用途地域等の指定状況

(1) 候補地の用途地域指定状況

火葬場は都市計画区域内に設けることを原則とすると「計画標準(案)」に記されているため、候補地が都市計画区域内かどうかを確認する。また、優良な住居地域内に設けないことと「計画標準(案)」に記されているため、候補地が立地する用途地域を確認する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定状況

「沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則」、「名護市墓地等の経営許可等に関する規則」に地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域に設けないことと記されているため、候補地が当該地区に指定されていないかを確認する。

また、同様に災害の危険性の有無について、ハザードマップより「土砂災害警戒 区域」、「津波災害警戒区域」、「高潮浸水想定区域」、「ため池氾濫時浸水想定区域」、 「ダム下流河川浸水想定区域」等の地区に含まれていないかについても確認する。

(3) 都市計画決定の有無

「建築基準法」に記されているように火葬場の建設においては、都市計画決定が 必要となるため、候補地が現在都市計画決定されているかどうかについて確認する。

エ)その他

(1) 利用者の利便性

市内民間葬祭場から候補地までの距離をもとに、建設候補地に新斎場を建設した 場合の利用者の利便性について検討する。

(2) 新斎場建設中の現斎場

現斎場を稼働させながら新斎場を建設できるかどうかについて検討する。

③ 候補地選定条件と評価基準のまとめ

候補地選定条件と評価基準を以下にまとめる。

	選定条件	評価基準	参照箇所
①候補地の	a.敷地の広さと形状	基本構想で示された規模が建設可能か	第1章-1)
条件		緩衝地帯等の確保可能性	第 2 章-2)-①イ)/
			第2章-2)-①ウ)
		開発行為に該当する場合は緑地率 5%	第2章-1)-③イ)
		以上を確保できるか	
	b.接道状況	前面道路の接道状況	第2章-1)-②イ)
	c.インフラの整備状況	上下水道の整備状況(流末の確保)	第2章-1)-②ア)
			/第2章-1)-③ア)
	d.土地所有の状況	公有地(市有地を含む)か民有地か	_
	e.現在の土地の状況	整備に際して造成等が必要かどうか	第2章-1)-②イ)
	f.候補地の立地する地	地域の将来像に適しているか	第2章-2)-②エ)
	域		/第2章-2)-①ウ)
②候補地周	a.周囲の学校、病院、	国道、県道その他主要道路及び河川か	第2章-1)-②ア)
辺の状況	住宅の状況	らの距離	/第2章-1)-③ア)
		公園、学校、病院その他公共的施設又	第2章-1)-②ア)
		は人家からの距離	/第2章-1)-③
			ア)/2)-①ア)
		幹線街路または鉄道に接しないか	第2章-2)-①ア)
	b.想定される主搬出入	主搬出入経路は繁華街または住宅街を	第2章-2)-①ア)
	経路	通らないか	
	c.周囲からの目線	周囲から斎場が見えるか(遮ることが	第2章-1)-②ア)
		可能か)	/第2章-1)-③ア)
			/第2章-2)-①ア)
	d.市街地からの距離	市街地及び将来市街化の予想させる区	第2章-2)-①ア)
		域からの距離	
③用途地域	a.候補地の用途地域指	候補地は都市計画区域内か	第2章-2)-①ア)
等の指定	定状況	候補地の用途地域	第2章-2)-①イ)

状況	b.土砂災害警戒区域等	地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険	第2章-1)-②ア)
	の指定状況	区域でないか	/第2章-1)-③ア)
		土砂災害(特別)警戒区域でないか	第2章-2)-②力)
		津波災害警戒区域でないか	第2章-2)-②力)
		高潮浸水想定区域でないか	第2章-2)-②力)
		ため池氾濫時浸水想定区域でないか	第2章-2)-②力)
		ダム下流下線浸水想定区域	第2章-2)-②力)
	c.都市計画決定の有無	都市計画決定がなされているか	第 2 章-1)-①イ)/
			第2章-1)-①ウ)
④その他	a.利用者の利便性	市内葬祭場からの距離	第2章-2)-③イ)
	b.新斎場建設中の現斎	新斎場建設中に現斎場は稼働可能か	第2章-2)-③イ)
	場		

4) 建設候補地の抽出

① 建設候補地の抽出条件

本市内において新斎場建設が可能な建設候補地を抽出した。

本市内にて新斎場建設可能な建設候補地として、本市が現在保有する土地より、「名護市斎場基本構想」にて必要規模として示されている約 2,000 ㎡の建物が建設可能な土地で、かつ、現在利用されていないなど現在の利用状況が新斎場を建設可能な土地を建設候補地として抽出する。

表	現在	E未利用等で新斎場建設可能な	な市有地一覧	
		地名地番	面積	玗

		地名地番	面積	現在の土地利用
Α.	現斎場敷地周辺	名護市大西4丁目20-16他	約 5,400 ㎡	名護市斎場他
В.	名座喜原墓園西側	名護市大西 4 丁目 23 周辺	約 5,000 ㎡	山林
C.	名桜大学北側	名護市為又 1220-1 北側	約 5,400 ㎡	山林
D.	名護市環境センター跡地	名護市字宇茂佐 1710-3	約 6,600 ㎡	ゴミ処理場



② 各建設候補地の概要

抽出した建設候補地の概要を以下に示す。

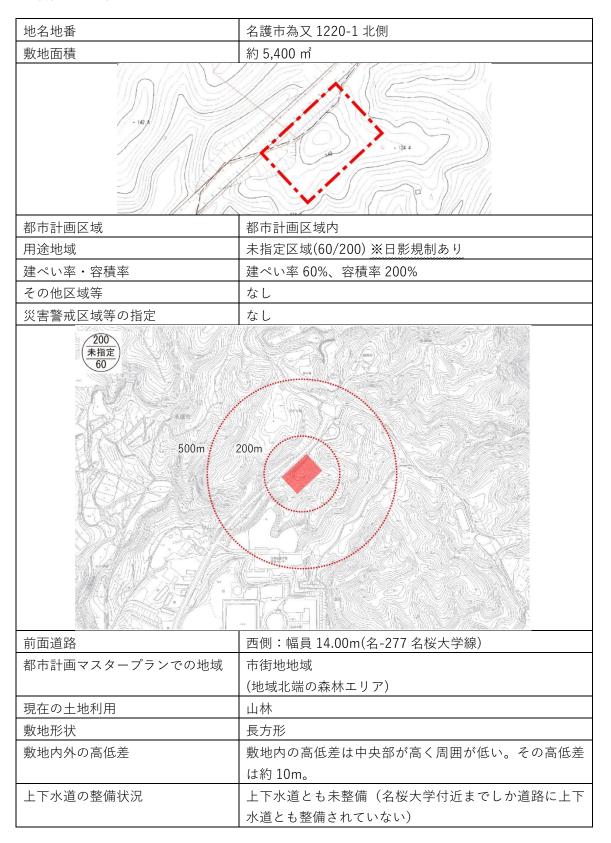
A.現斎場敷地

地名地番	名護市大西 4 丁目 20-16 他
敷地面積	約 5,400 ㎡
	日本中国中国 123 151 152 153 153 153 153 153 153 153 153 153 153
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	第一種低層住居専用地域(40/80) ※日影規制あり
	第一種中高層住居専用地域(60/200) ※日影規制あり
建ぺい率・容積率	建ぺい率 47%、容積率 124% ※面積より按分
その他区域等	10m 高度地区
	※一部 30m 地区(名護市景観ガイドライン参照)
災害警戒区域等の指定	なし
500m 西公里	大西第二公園 100 100 100 100 100 100 100 10
前面道路	東側:幅員 14.00m(名-166 柳原線)
17-1	南側:幅員 11.10m(名-174 名護火葬場線)
都市計画マスタープランでの地域	市街地地域(中密都市型住宅エリアに囲まれた公園・緑地)
現在の土地利用 	名護市斎場、名座喜原墓園への進入路及び周囲の山林、 名座喜原墓園東側の法面 等
敷地形状	敷地中央部が広く、南北の端が狭い、東側道路のカーブ
	の内側に面しているためアーモンドの様な形状
敷地内外の高低差	現斎場周辺は平坦。名座喜原墓園との間、名座喜原墓園
	への通路周辺に既存法面があり、ともに最大高さ約 8m。
上下水道の整備状況	上下水道とも前面道路に整備済

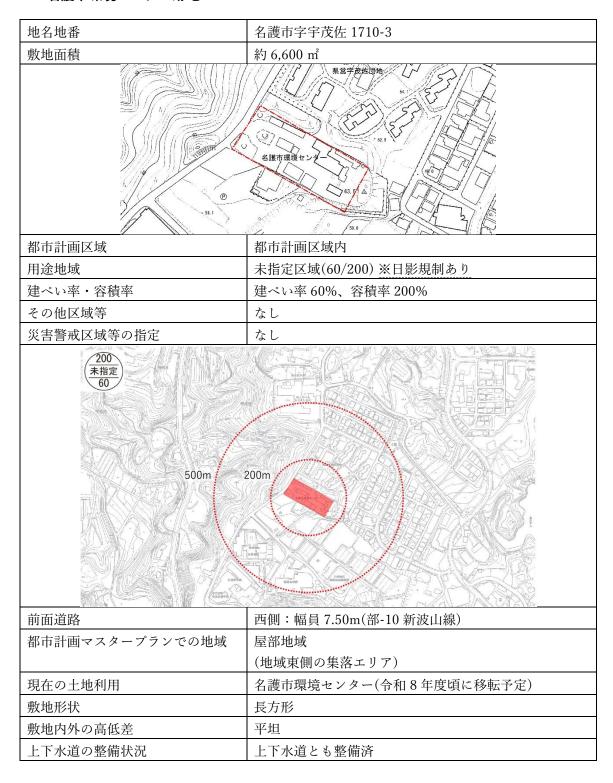
B.名座喜原墓園西側

地名地番	名護市大西 4 丁目 23 周辺
敷地面積	約 5,400 ㎡
	THE CHARLES OF THE PROPERTY OF
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	第一種低層住居専用地域(40/80) ※日影規制あり
建ぺい率・容積率	建ぺい率 40%、容積率 80%
その他区域等	10m 高度地区
災害警戒区域等の指定	なし
500m 1低層 40	100 2 1 地層 50 1 电高 60 1 电高 40 名座喜原基園
前面道路	接道なし (敷地及び名座喜原墓園北側の高校跡地を購入し、進入路 を設ける必要あり。その場合、全面道路は候補地 A と同 じ。)
都市計画マスタープランでの地域	市街地地域 (中密都市型住宅エリアに囲まれた公園・緑地)
現在の土地利用	山林
敷地形状	敷地中央部がくびれて、土地が 2 つに分かれたような形 状
敷地内外の高低差	敷地内の高低差は西側が低く東側が高い。その高低差は最大で約9m。 敷地外との高低差は、北側に一部既存間知石擁壁が存在し、高低差がある。
上下水道の整備状況	上下水道とも未整備 (進入路とともに整備する必要がある。)

C.名桜大学北側



D. 名護市環境センター跡地



5) 現地踏査

① 現地踏査の概要

建設候補地の現地踏査の実施状況は下表に示す。

表 現地踏査の実施状況

	建設候補地	実施状況
A.	現斎場敷地周辺	実施
В.	名座喜原墓園西側	実施
C.	名桜大学北側	未実施 ※現在雑木林であるため
D.	名護市環境センター跡地	実施

② 現地踏査結果

A.現斎場敷地周辺

現斎場の後背地は山林となっており、北側の名座喜原墓園とは高低差がある。



出典:沖縄県地図情報システム

B.名座喜原墓園西側

名座喜原墓園は隣接する高校跡地(現在は更地)と高低差がある。また、現在は樹木により詳細な敷地条件等は把握できない状況である。



出典:沖縄県地図情報システム

C.名桜大学北側

現在雑木林であるため、現地踏査未実施。

D.名護市環境センター跡地

既存施設があるため、敷地内は平坦であり、周辺との緩衝帯も十分にみられる。



出典:沖縄県地図情報システム

6) 建設候補地の選定

① 候補地の比較

抽出した新斎場の建設候補地を、整理した選定条件と選定基準にて比較検討する(「表 候補地の比較」参照)。

表 候補地の比較(1/2)

選	定条件	評価基準	A.現斎場敷地		B.名座喜原墓園西側		C.名桜大学北側		D. 名護市環境センター跡地
①候補地の 条件	a.敷地の広さと 形状	基本構想で示された 規模が建設可能か	○ 建設可能		建設可能だが、中央部がくびれた 敷地形状であるため計画に工夫が 必要となる	0	建設可能	0	建設可能
		緩衝地帯等の確保可 能性	不整形な敷地形状であるため、建物 と境界線が近接する部分が発生する ことも考えられるため、十分な緩衝 地帯を確保するためには工夫が必要		敷地形状が複雑であるため、建物 と境界線が近接する部分が発生す ることも考えられ、十分な緩衝地 帯を確保するためには工夫が必要	0	敷地形状が整形であるため、十分 に確保可能	0	敷地形状が整形であるため、十分 に確保可能
		開発行為に該当する 場合は緑地率 5%以上 を確保できるか	〇 確保可能	С) 確保可能	0	確保可能	0	確保可能
	b.接道状況	前面道路の接道状況	○ 計画地東側と南側に接道		接道がないため敷地北側の土地を 購入し、進入路の建設が必要 進入路の土地購入費+進入路の造 成工事費が必要	0	計画地西側に接道	0	計画地西側に接道
	c.インフラの整 備状況	上下水道の整備状況 (流末の確保)	前面道路に上下水道とも整備済		道路より進入路を通じて上下水道 を敷設する必要あり	\triangle	名桜大学付近までしか道路に上下 水道とも整備されていないため、 名桜大学から計画地まで敷設する 必要あり 上下水道整備費が必要	0	前面道路に上下水道とも整備済
	d.土地所有の状 況	公有地(市有地を含む)か民有地か	〇 市有地	С	新斎場計画地は市有地だが、接道 がないため高校跡地(県有地)を 購入 (ただし、進入路の建設が必要)	0	市有地	0	市有地
	e.現在の土地の 状況	整備に際して造成等が必要かどうか	敷地西側の法面と敷地北側の山林の 造成を行う必要あり		敷地内部の高低差を平坦とする造 成工事を行う必要あり 造成工事費が必要		敷地の高低差を平坦とする造成を 行う必要あり 敷地の造成工事費が必要	0	現在、名護市環境センターの敷地 として使用されており、造成は不 要 ただし、建物除去費は必要
	f.候補地の立地 する地域	地域の将来像に適し ているか	市街地地域のなかの中密都市型住宅 △ エリアに囲まれた立地であるため必ずしも適しているとはいえない	- 1	市街地地域の中密都市型住宅エリ アに囲まれた立地であるため必ず しも適しているとはいえない	0	市街地地域の北端の森林エリアの 中であるため、他に与える影響が 少なく、適しているといえる	\triangle	屋敷地域の東側の集落エリアの中 であるため、必ずしも適している とはいえない
②候補地周 辺の状況	a.周囲の学校、 病院、住宅の 状況	国道、県道その他主 要道路及び河川から の距離	△ 市道に接する	С) 道路河川に接しない		市道に接する	\triangle	市道に接する
		公園、学校、病院そ の他公共的施設又は 人家からの距離	付近に住宅等が立地 敷地中央から住宅まで約 50m		付近に住宅等が立地 勃地中央から住宅まで約80m	0	十分な距離が確保されている 敷地中央から公共施設まで約 220m		敷地北側に隣接して県営住宅が立地、 敷地南側に隣接して保育園が立地 ともに敷地中央から住宅まで約 25m
		幹線街路または鉄道 に接しないか	△ 幹線街路に接する	С) 接しない	\triangle	幹線街路に接する	\triangle	幹線街路に接する
	搬出入経路	主搬出入経路は繁華 街または住宅街を通 らないか	敷地直近の主搬出入経路が住宅エリ△ アに接する価其進しによる評価はあくまで仮評価で		リアに接する	0	敷地直近の主搬出入経路は住宅エ リア等を通らない	\triangle	敷地直近の主搬出入経路が住宅エリ アに接する

[※] 本業務において設定した「選定条件」及び「評価基準」による評価はあくまで仮評価であり、実際の候補地の選定については今後住民理解やより詳細な調査を踏まえて決定していくことを想定。

表 候補地の比較(2/2)

選	定条件	評価基準	A.現斎場敷地	B.名座喜原墓園西側	C.名桜大学北側	D. 名護市環境センター跡地
	c.周囲からの目 線	周囲から斎場が見え るか (遮ることが可 能か)	敷地四周に十分に緩衝体を設けるこ △ とができれば、周囲からの視線を遮 ることが可能	周辺住宅地と敷地に高低差がある ○ ため、周囲からの視線を遮ること が可能	前面道路との間に十分に緩衝体を 〇 設けることができれば、周囲から の視線を遮ることが可能	敷地四周に十分に緩衝体を設ける △ ことができれば、周囲からの視線 を遮ることが可能
	d.市街地からの 距離	市街地及び将来市街 化の予想させる区域 からの距離	△ 市街地に隣接	△ 市街地に隣接	○ 十分な距離が確保されている	△ 市街地に隣接
③用途地域 等の指定		候補地は都市計画区 域内か	○ 都市計画区域内	〇 都市計画区域内	〇 都市計画区域内	○ 都市計画区域内
状況		候補地の用途地域	第一種低層住居専用地域と第一種中 高層住居専用地域 △ 敷地の大半に 10m 高さ制限がある ため、火葬炉設備部分の高さを抑え る工夫が必要	第一種低層住居専用地域 10m 高さ制限があるため、火葬炉 設備部分の高さを抑える工夫が必 要	△ 未指定区域内	△ 未指定区域内
	b.土砂災害警戒 区域等の指定 状況	地滑り防止区域等でないか 土砂災害(特別)警戒区域でないか 津波災害警戒区域でないか 高潮浸水想定区域でないか ため池氾濫時浸水想定区域でないか を返域でないか ダム下流下線浸水想定区域	○ 指定なし	○ 指定なし	111234567789999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999	○ 指定なし
	c.都市計画決定 の有無	都市計画決定がなされているか	都市計画決定済で変更手続きのみで 新斎場建設可 (変更手続きに約 0.5 年必要)	都市計画決定されていないため、 △ 都市計画決定の手続きが必要 (手続きに約1年必要)	都市計画決定されていないため、 △ 都市計画決定の手続きが必要 (手続きに約1年必要)	火葬場としては都市計画決定され ていないため、都市計画決定の手 続きが必要 (手続きに約1年必要)
④その他	a.利用者の利便 性	市内葬祭場からの距 離	○ 現斎場と比較しても利便性は低下しない	○ 現斎場と比較しても利便性は低下 しない	△ 市街地南側の民間葬祭場からの距 離は遠くなる	○ 現斎場と比較しても利便性は低下 しない
	の現斎場	新斎場建設中に現斎 場は稼働可能か		〇 稼働可能	○ 稼働可能	〇 稼働可能

[※] 沖縄県県土保全条例にもとづく開発許可手続きについて記載。候補地B及び候補地Cは手続きが必要。

[※] 本業務において設定した「選定条件」及び「評価基準」による評価はあくまで仮評価であり、実際の候補地の選定については今後住民理解やより詳細な調査を踏まえて決定していくことを想定。

② 建設候補地の選定

本業務においては、各建設候補地のメリット及びデメリットを整理する。なお、具体の建設候補地の選定は今後詳細に調査を実施し、決定していくこととする。

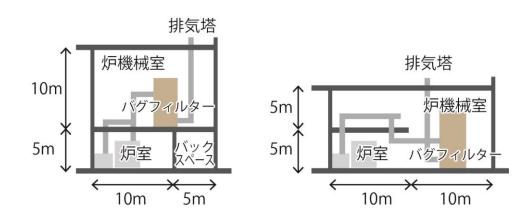
	建設候補地	メリット	デメリット
Α.	現斎場敷地周辺	・都市計画決定がなされていることから事業スケジュールの短縮が見込まれる。・市内民間葬祭場からの距離も比較的近く、現在と比較しても利便性が低下しない。	・市街地の中央部に位置し、住宅等に近接している。 ・山林等の造成に費用が必要。 ・火葬業務を継続しながら建設する工夫が必要。 ・用途地域の指定による高さ制限がある。
В.	名座喜原墓園西側	・市内民間葬祭場からの距離も 比較的近く、現在と比較して も利便性が低下しない。 ・新斎場建設中も現斎場が利用 可能である。	・都市計画決定等の手続きのため、建設までに期間が必要となる。 ・進入路(高低差の解消)及び山林等の造成に費用が必要。 ・火葬業務を継続しながら建設する工夫が必要。 ・用途地域の指定による高さ制限がある。
C.	名桜大学北側	・敷地形状が整形である。 ・当該敷地の周囲にも広大な市 有地を保有しており、火葬炉 の増設や駐車場の拡充といっ た改変、次期建て替えの際に も利用可能な土地がある。 ・新斎場建設中も現斎場が利用 可能である。	・都市計画決定等の手続きのため、建設までに期間が必要となる。 ・市街地からの利便性が低下する可能性がある。
D.	名護市環境センタ 一跡地	・敷地形状が整形である。・建物除去費は必要だが、現在施設利用があるため、造成が不要。・新斎場建設中も現斎場が利用可能である。	・都市計画決定等の手続きのため、建設までに期間が必要となる。 ・周囲からの視線を遮る工夫が必要。

第3章 基本計画(調査編)

1) 概略図

① 火葬炉設備

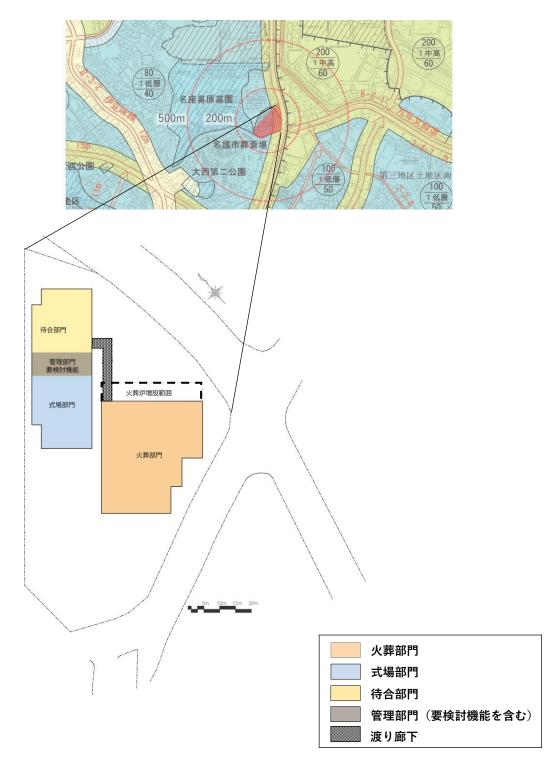
炉機械室内には、排ガス冷却装置や集塵装置(バグフィルター)などが、炉室上部に設置され、当該部分の高さが約 15m になることが一般的である。そのため、候補地 A 及び候補地 B のように第一種低層住居専用地域による高さ制限 10m の土地に建設する場合には、炉機械室を 1 階部分に設置するなどといった、建物高さを抑える工夫が必要となる。そうした場合には、通常よりも建物の床面積が大きくなる。



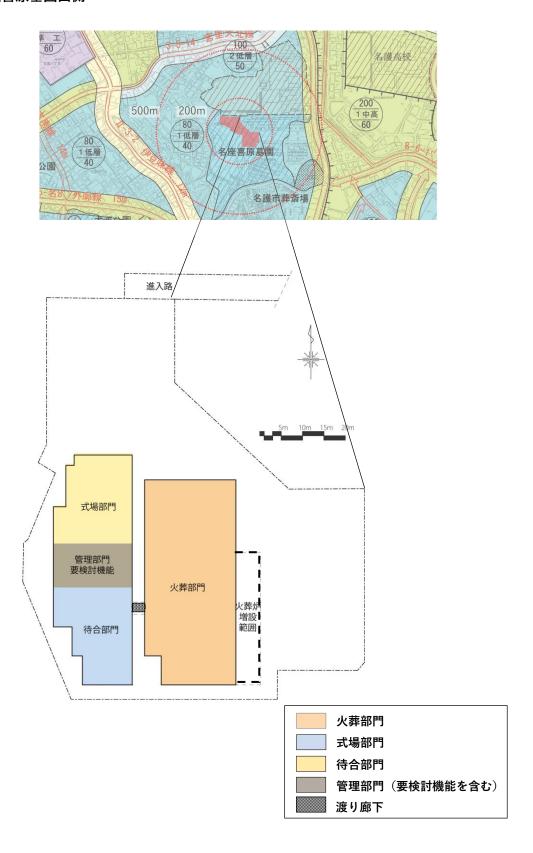
② 建物配置イメージ

各建設候補地における建物配置イメージを以下に示す。

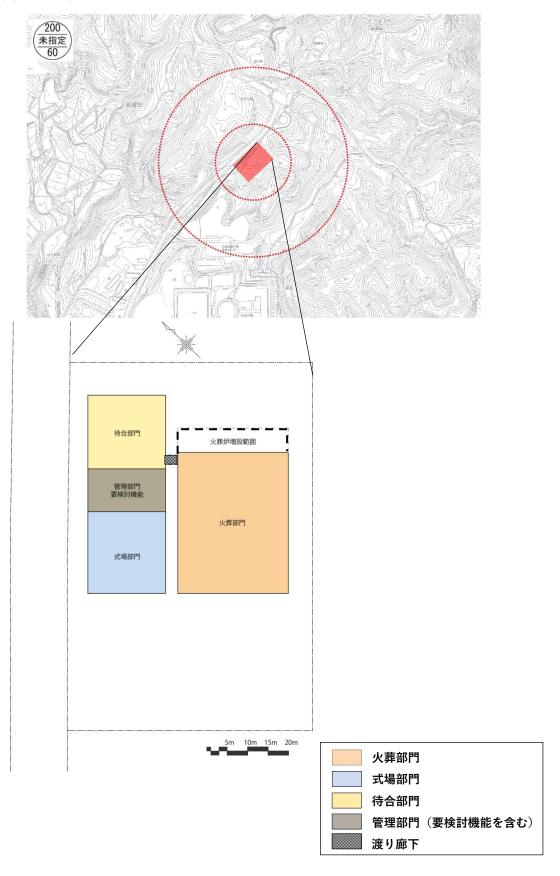
A.現斎場敷地



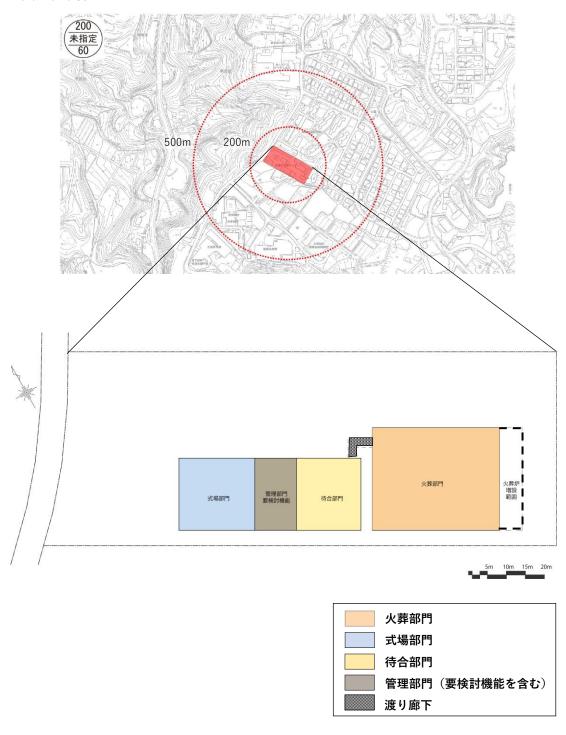
B. 名座喜原墓園西側



C.名桜大学北側



D. 名護市環境センター跡地



2) 概算工事費

概略図に示した各候補地における建築工事及び火葬炉設備の概算工事費を以下に示す。

表 概算工事費

	金額	備考
建築工事	1,240 百万円	約 2,200(㎡)×0.56 (百万円/㎡)
火葬炉設備	210 百万円	3(炉)×70(百万円/炉)
合計	1,450 百万円	

- ※ 今後、具体的な検討を進める際、建設費に係る物価変動リスクの考慮が必要である。
- ※ 土地の造成費に関しては、候補地ごとに別途算出が必要である。
- ※ 既存火葬場を稼働させたまま新斎場の火葬部門の建物を建設することが困難であるため、 仮設火葬炉を使用する計画での概算工事とする。

	金額	備考
仮設火葬炉費	130 百万円	[仮設火葬炉費]50(百万円)+[仮設建物費]80(百万円)

3) 事業スケジュール

仮設火葬炉の建設及び解体も加味した事業スケジュール(案)を以下に示す。

表 事業スケジュール (案)



※1:造成設計等含む

※2:事前協議及び確認申請等の諸手続

※3:当該部分外構工事含む

名護市斎場基本計画(調査編) 令和 5(2023)年 3 月

発行 名護市 環境水道部 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 TEL 0980-53-1212 FAX 0980-53-6210 ホームページ https://www.city.nago.okinawa.jp/top.html